

# 法人会ニエス 2020 5

# 江東 ひがし

- ◎令和2年度  
税制改正大綱…… 2、3
- ◎新型コロナウイルス感  
染症に関する各種中小  
企業支援策……… 7



す み だ 北 齋 美 術 館 蔵

## 浮世絵

葛飾北斎

『青山円座松』（あおやまえんざのまつ）

この図は、葛飾北斎筆の名所絵（浮世絵風景画）『富嶽三十六景』のうちの1枚。

円座の松とは原宿村（現在の渋谷区神宮前）の龍岩寺の境内にあった笠松のことで、長く伸びた枝の差し渡しは三間（約5・5m）あまりもあつたという。江戸近郊の名所としてこの寺と松は知られており、「江戸名所図会」にも紹介されている。

青山円座松は、構図の妙と描写の細密さで優れている。富士の左の斜線を長く伸ばした姿と位置、右から左への流れるような円座の松の描写が、配置よく心地のいい構図である。画面右下では富士と松を楽しむ酒宴の一行と、手ぬぐいで引つ張つて坂を上る父親と子どもがいるが、よく見ると画面左下にも松の添え木に混じって松葉を掃除する男の手足も細かく描かれている。

葛飾北斎とは（名古屋滞在と『北斎漫画』5）

文化14年（1817年）に名古屋で、大達磨を揮毫した北斎だが、文化元年（1804年）に江戸護国寺の境内において既に経験していることである。変わり者で、画名を挙げたのちもあばら家住まいの無欲な人物というイメージが強い北斎だが、自己宣伝にかなり熱心なところもあつた。

# 令和2年度 税制改正大綱

## ― 法人会の税制改正提言 ―

### 中小企業に対する交際費課税特例措置の2年延長と消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現！

政府は、令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、交際費課税の特例措置及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の期限が2年延長され、軽減税率制度が導入された消費税の確定申告書の提出期限についても、1ヶ月の延長などが実現しました。主な内容をお知らせします。

#### 法人税関係

##### ■オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出し、自らの経営資源以外の経営資源を活用し高い生産性が見込まれる事業を行う法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、経済産業大臣の証明を受けた一定の企業の株式を取得し所有している場合に、取得価額の25%を限度として損金算入できる制度です。保有しているだけで取得価額の25%相当を損金算入できるという点が特徴ですが、売却した場合や配当を受けた場合に、取崩し事由となるので注意が必要です。中小企業者は1000万円以上の払込から、中小企業者以外は1億円以上の払込から、外国法人への投資の場合は5億円以上の払込から、となっております。

##### ■5G(第5世代移動通信システム)投資促進税制の創設

青色申告法人で、特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、特定高度情報通信等

システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信信用認定等設備の取得をして、事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却または15%の税額控除が選択できる制度です。

##### ■連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結親法人と子法人など企業グループの損益を通算できるメリットがある制度です。そのメリットはそのままに、グループ通算制度として、その仕組が令和4年4月1日以後開始する事業年度から変更になります。従来は、親法人が子法人の所得も含めて代表して申告し、修正申告などの際に必ず親法人が行う必要があるため親法人に負担のかかる制度でした。グループ通算制度では、グループ法人間で損益通算をした上で、各法人が法人税の申告を行う仕組みとなります。

##### ■交際費税制

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できる

制度についても2年延長されます。接待飲食費の50%について損金算入を認める制度も2年延長されますが、資本金等の額が100億円を超える法人については、接待飲食費の50%について損金算入を認める制度から除外され、適用できないうちとなります。

##### ■企業版ふるさと納税の拡充

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除について、適用期限が5年延長されます。また、従来の企業版ふるさと納税では、寄附金が損金算入されることに加え、税額控除で実質40%の会社負担であったのが、税額控除の限度額が大きくなり会社負担は10%となります。

##### ■投資要件の厳格化

大企業において、研究開発税制を適用する際に、国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。また、大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除について、適用年度の国内設

備投資額が当期償却費の90%以上とする要件について、95%以上へと厳格化されます。いずれも、設備投資を積極的に行わない場合は、税の優遇を受けられないとする取扱いで、積極的な投資への後押しする趣旨の改正です。

##### ■少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合に一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、2年延長されます。

#### 所得税・住民税関係

##### ■NISA制度の改正

未成年者が利用可能なジュニアNISAは、口座開設可能期間が予定通り令和5年12月31日までで終了されることになりましたが、つみたてNISAの勘定設定期間は、令和24年12月31日まで、延長されることになりました。一般NISAについては、令和5年12月31日まで、年間120万円まで投資できる制度は終了します。令和6年以降は①年間20万円までの投資信託への投資枠と、②年間102万円までの上場株式への投資枠の2階建ての構造になり、②の上場株式への投資を行うためには、その前提として①の投資信託への投資を行うことが必要となります。投資信託への投資枠については、その後つみたてNISAへ移行することが可能となります。

##### ■未婚のひとり親に対する所得控除

未婚のひとり親の場合でも、①生計を一にする総所得金額等の

### 消費税関係

合計額が48万円以下の子がいる場合で、②親の合計所得金額が500万円以下である場合は、35万円の所得控除が認められることとなります。

また、寡婦(寡夫)控除について、未婚のひとり親に対する所得控除と要件を同じくして、控除額が35万円に引き上げられます。従来の特例は廃止されることになりました。いずれも、令和2年分の所得税から適用されます。

### ■国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設

個人が令和3年以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合に、国外不動産所得の損失がある場合には、国外中古建物の償却費に相当する部分は生じなかつたものとみなされます。

国外の中古建物を購入して、中古建物に関する償却費を計上することで、赤字を作り、他の所得と通算することによる節税防止策です。

### ■低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利について、市区町村の長による確認がなされたもので、取得日から売却したその年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。なお、譲渡対価の額は500万円以下であることが条件となります。

土地基本法等の一部を改正する法律の施行日が令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12月31日までの特例です。

上のために取得する場合でも、金地金の売買などにより課税売上割合を意図的に高めることで、全額控除できてしまうという問題点があったため、それを防止する趣旨での改正となりました。

令和2年10月1日以後に仕入を行った居住用賃貸建物から適用されます。ただし、令和2年3月31日までに契約している場合は、この制度は適用とならず、従来どおりの取扱いとなります。

### ■住宅の貸付けに係る契約において貸付けの用途が明らかでない場合の取扱い

住宅の貸付けに係る契約で、貸付けの用途が明らかでない場合であっても、その貸付けの用に供する建物の状況等から居住の用に供することが明らかでない貸付けについては、消費税は非課税となります。

従来は、契約書で居住用であることが明らかである場合のみ非課税として取り扱われてきましたが、契約上明確でない場合は、実態により判断することになりました。居住用賃貸建物に関する特例を外すために、居住用と明記しないケースなどに対応したものと考えられます。令和2年4月1日以後に行われる貸付けについて、適用されます。

### ■高額特定資産の取得をした場合の特例の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度への適用制限を有する措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなつた場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けられることになりました。令和2年4月1日以後に、棚卸資産の調整を受けた場合に適用されます。

### 国際課税

■子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

特定関係子法人から受ける配当等が株式等の簿価の10%を超える場合に、益金不算入相当額を、その株式等の簿価から引き下げることにしました。

受取配当金の益金不算入を利用した上で、譲渡損を計上するスキームが利用できなくなります。

### その他

### ■振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請を行うことが可能となることも、その際に電子署名及び電子証明書の送信が不要となります。令和3年1月1日以後の申請から適用できます。

### ■納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を利用して個人が、他の税務署管内へ異動した場合に、納税地の異動届出書に、異動後も従前の金融機関から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後も継続して振替納税が利用可能となります。令和3年1月1日以後に提出する、異動届出書から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人  
税理士 飯田聡郎  
TEL 03-5633-5965  
FAX 03-5633-5449  
HP <http://www.itsa-office.jp/>

東京法人会連合会

### 支部長さんご推薦の お店募集中!

いつも「支部長さんご推薦のお店」をご愛読くださりありがとうございます。ありがとうございます。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡散防止の観点から取材を控えさせていただいたためお休みです。

このコーナーでは、支部長さんのご推薦により、美味しなお店・行きつけのお店等を掲載させていただいております。今後も沢山のお店をご紹介します。今後は沢山のお店をご紹介します。今後は沢山のお店をご紹介します。

お店は、江東東税務署管内の飲食店であり、当広報紙への取材にご協力いただけること。お店が会員・非会員は問いません。また支部長さんだけでなく、会員様からの自薦・他薦でも構いません。「ここはお薦め!」というお店を是非ご紹介ください!  
※取材・原稿作成等は当広報委員が全て行いますので、ご連絡お待ちしております。

### 部会総会のご案内

税務研究部会第49回通常総会を4月17日(金)に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止となりました。

総会中止に伴い、総会議案の承認にしまして、書面にて税務研究部会会員の方へ令和元年度事業報告、決算報告、令和2年度事業計画(案)、収支予算(案)をご精査いただきご承認をいただきました。

また、各部会の総会を次のとおり開催予定としておりましたが、感染拡大の終息が未定であることから中止とさせていただきます。詳細につきましては各部会からのお知らせにご留意願います。

◎女性部会第53回通常総会  
開催日時 5月12日(火) **中止**

◎青年部会第49回通常総会  
開催日時 5月15日(金) **中止**

◎源泉部会第46回通常総会  
開催日時 5月22日(金) **中止**

### 第9回 通常総会のご案内

開催日 6月4日(木)  
会場 アンフェリシオン  
第9回通常総会(午前10時〜)

第1号議案 令和元年度事業報告承認の件  
第2号議案 令和元年度決算報告承認の件  
報告事項1 令和2年度事業計画について  
報告事項2 令和2年度収支予算について

※会員の皆様はご出欠に関わらずご署名・ご捺印の上、委任状ハガキを必ずご投函ください。

なお、開催予定の創立70周年記念式典・記念講演会・記念祝賀会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、延期の予定です。

### 第43回「まちをきれいに」中止のご案内

5月16日(土)に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止とさせていただきます。

なお、秋に再度大島地区で開催いたします。多数のご参加をお待ちしております。

### 確定申告期限の柔軟な取扱いについて

(令和元年度分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税)

新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



▼今、体験した事の無い全く先の見えな緊急事態が起っている。

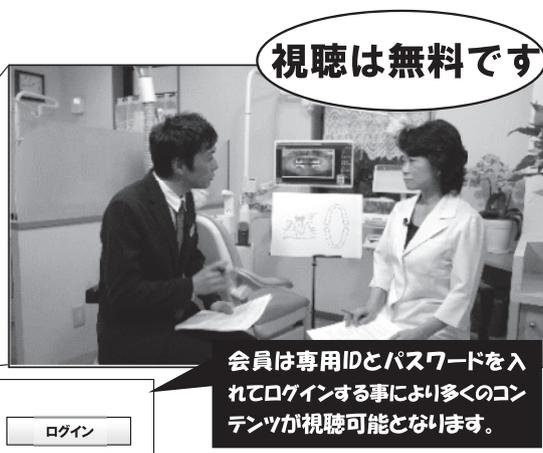
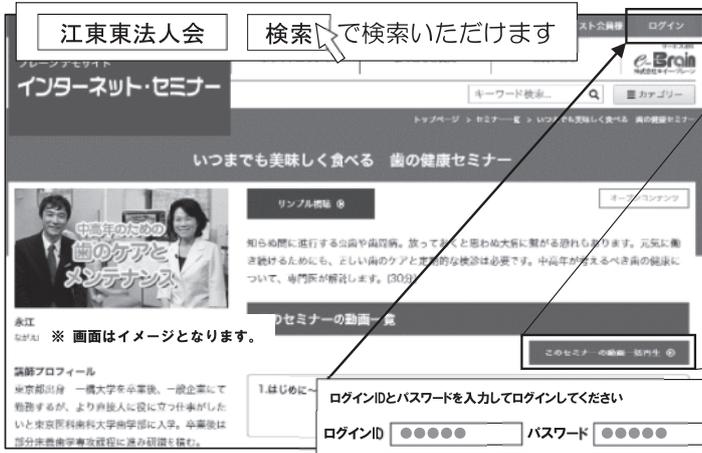
▼日頃から臆病な私は2月中旬旬に最悪の事態に備え準備を始めた。最初に小型の冷凍庫を買った。そして肉や魚などをみたく購入。家族はそんな私をみて呆れていたが私はお構いなしに進めた。取り越し苦労であつて欲しいと願っていたがここに来て「緊急事態宣言」は避けられないとの報道が加速している。家族は大丈夫か?会社は大丈夫か?従業員は?その家族は?不安と恐怖で押し潰されそうな毎日。今までの当たり前が日常がいかにかに幸せな日々であつたか痛感している。

▼終息した時、あたりまえの日常に感謝し、毎日を笑顔で過ごして生きる。最近心に刺さった言葉「死ぬこと以外はかすり傷」本当にその通り。今はこの言葉をお守りに過している。(衣)

# 江東東法人会よりインターネットセミナーのご案内

江東東法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koto-higashi-h.or.jp>



**ID・パスワードは 江東東法人会事務局03-3684-2303までお問合せください!**

**会員の方は500タイトル以上のセミナーが無料で受講できます**

**NEW**

働き方の多様化で道が開ける(前編)



**お勧め**

令和の新時代 2020年の世界経済と景気の見通し



**お勧め**

本能寺の変の真相と部下を明智光秀にしない会社(前編)



	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	<b>NEW</b> 人と人をプラスに導く究極のコミュニケーション術 対談編	大久保 雅士	36分	一般経営	世代をつなぐ地域再生は“人財づくり”から	外園 明博	56分
	職場における管理職の登用と育成の「3つの壁」	富田 香織	38分		本能寺の変の真相と部下を明智光秀にしない会社(前編)	福永 雅文	50分
	心を届けるビジネスメールの基礎知識	高嶋 幸太	47分		事業承継をスムーズに行うための思いや理念の浸透と承継のステップ(4)	武田 斉紀	25分
	物と時間の整理整頓講座	江間 みはる	57分		お金を掛けずに出来る人材募集戦略	小林 毅	41分
	働き方改革時代に求められる組織活性化のあり方	和田 勉	63分		キャッシュレス超入門 概要と消費者還元事業について	橋本 泉	32分
労務	社長の「想い」が次世代につながるカンタンすぎる人事評価制度	山本 昌幸	49分	税務・経理	<b>NEW</b> 会社のお金の悩み解決講座 第1回・第2回	仲光 和之	26分
	改正労働基準法で今すぐ始めるべき実務対応のポイント	赤澤 将	43分		特例事業承継税制を活用し、自社株を無税で次世代経営者に譲る	佐伯 優	60分
政治・経済	2020年 世界と日本の景気はどうなる	武者 陵司	102分	実務家	認知症で困らない! 「家族信託」活用ガイド	柴崎 智哉	54分
	令和の新時代 2020年の世界経済と景気の見通し	岡田 晃	57分		元地域土着 スーパー社長が語る地域の未来	小林 久	40分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。(★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です)

お問い合わせは江東東法人会事務局まで **TEL:03-3684-2303**

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

*Pride of the Specialist*～公平な世の中を創る、志～  
適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

## 2020 年度 税 務 職 員 募 集

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

試験の概要については下記のとおりです。

### 記

- ◇ 試験概要 2020 年度の試験概要については、令和 2 年 5 月上旬に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。
- ◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係 (Tel 03-3542-2111 内線 2162)

【参考：平成 31 年度の実施状況】

- ◇ 受験資格
  - 1 平成 31 年 4 月 1 日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び令和 2 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
  - 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準すると認める者
- ◇ 試験日程
  - (1) 受験申込受付期間 6 月下旬
  - (2) 試験実施期間 9 月から 10 月まで
  - (3) 最終合格発表 11 月中旬

## 2020 年度 国 税 庁 経 験 者 (国 税 調 査 官 級) 募 集

人事院では、30 歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約 3 か月の研修後、各国税局（国税事務所）が管轄する税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

### 記

- ◇ 試験概要 2020 年度の試験概要については、令和 2 年 7 月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。
- ◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係 (Tel 03-3542-2111 内線 2162)

【参考：平成 31 年度の実施状況】

- ◇ 最終合格者数  
(全国)：227 名
- ◇ 受験資格  
平成 31 年 4 月 1 日において、大学等（短期大学を除く。）を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して 8 年を経過した者
- ◇ 試験日程
  - (1) 受験申込受付期間 8 月中旬
  - (2) 試験実施期間 9 月から 12 月まで
  - (3) 最終合格発表 12 月下旬

# 新型コロナウイルス感染症に 関する各種中小企業支援策

新型コロナウイルス感染症

は中小企業経営にも深刻な影響を与えております。

当会でご紹介できる窓口・

対策等をご案内いたします。

## 1 経済産業省

「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

・ 経営相談窓口

・ セーフティネット保証

等資金繰り支援関連

・ 雇用調整助成金の特例措置の概要

〈経済産業省の支援策HP〉

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

## 2 東京都

「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資制度」

事業活動に影響を受けている都内中小企業者向け長期かつ低利の融資制度

〈特別相談窓口〉

東京都産業労働局

金融部金融課

新宿区西新宿2-8-1

都庁第一本庁舎19階北側

03-5320-4877

## 3 江東区

「新型コロナウイルス感染症対策資金」

資金面から支援する特別資金のご案内

〈申込み・問合せ先〉

江東区地域振興部経済課

融資相談係

江東区東陽4-11-28

江東区役所4階28番窓口

03-3647-2331

## 4 三井住友海上保険(株)

「法人会貸倒保証制度」

法人会会員向けに設計された取引信用保険。取引先の倒産等で回収できなくなった売上債権の一定部分を保険でカバーする制度。

〈申込み・問合せ先〉

MSK保険センター(株)

03-3259-7901

### 連載

## わがまち 東 城 その25

持宝院と西誉蓮入法師

(北砂四丁目)

### ●持宝院

新義真言宗智山派

持宝院の本尊は薬師如来。創立は寛永3年(一六二六)

開山は堯存という。寺伝によればとの本尊は脇立の不動明王とともに弘法大師の作と伝え、徳川二代将軍秀忠が信仰したもので、この二像を護持する寺であるところから持宝院という寺号がつけられたといわれている。

●入定墳

当院に西誉蓮入の入定墳がある。これは蓮入の墓であつて寺伝によると元禄のころ奥州塩釜(宮城県)の人、西誉蓮入が当院にきて本尊薬師如来と不動明王の二佛を殊の外信仰し、ときの幕府の許可を

えて元禄5年(一六九二)5月18日42歳で入定したとい

われている。

入定とは信仰のため生きながら墓に入り経文をとえ断食死すること、このことを

記した碑が文政6年(一八二

三)5月に建立されている。

なお当院境内につきの諸碑

がある。

大正6年海嘯横死者供養碑

大正12年大震災遭難者霊碑

がたてられている。また銅造り梵鐘が一口あつて砂町方面の寺院には唯一のものである。

●西誉蓮入法師

入定縁記一巻

縦31・7糎横287・5糎

「入定尊縁起」と書かれた

木箱に収納され表題は「西誉

蓮入法師入定縁起」と記され



▶西誉蓮入法師入定縁起

元火葬場極楽寺跡無縁塔な

どがたてられている。また銅

造り梵鐘が一口あつて砂町方

面の寺院には唯一のものであ

る。

●西誉蓮入法師

入定縁記一巻

縦31・7糎横287・5糎

「入定尊縁起」と書かれた

木箱に収納され表題は「西誉

蓮入法師入定縁起」と記され

ている。

虫損もなく保存状態は良好

で区有形文化財(古文書)に

指定されている。

内容は西誉蓮入法師の経歴

などが書かれた後に、「翌年

(元禄5)4月28日不動尊の

縁日を発願として断食入定の

意願に籠り昼夜密法を執行し

二十一箇日めにあたりて生年

42歳維時元禄5壬申之年5月

18日入定の日限と定む不思議

なる哉其日雲霞おひたたく

覆ひて己の下刻に及て檀上に

て自ら筆を執りて生身の像を

画で数人念佛の行者に向いて

我既に入定す」とある。

「葛西誌」によればそのご

即身佛となつた法師の入定墳

を、近郊の老若男女が参拝し

村民が疫病にかかることがな

くなり、疫病除けの塚として

人々の信仰を集めてきた。

現在、この縁起と元禄5年

(一六九二)5月18日入定し

た時に描かれたものといわれ

る西誉蓮入法師の自画像が区

有形文化財(絵画)として持

宝院に寺宝として所蔵されて

いる。

新型コロナウイルス感染症に関する対応等についての情報

新型コロナウイルス感染症に関する対応等についてまとめられた「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」が国税庁ホームページに掲載されております。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請すれば、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期限に限り、換価の猶予が認められます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合等、個別の事情がある場合は、納税の猶予が認められる場合もあります。

納税が困難な方は、お気軽に所轄の税務署にご相談ください。

都税だより

5月は自動車税の納期です。自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

令和2年度の自動車税納税通知書は、5月1日(金)に発送します。6月1日(月)までにお納めください。

東京都の自動車税は、金融機関や郵便局等の窓口をはじめ、指定のコンビニエンスストア、ペイジー対応のATM、パソコン・スマートフォン等からインターネット(モバイル)バンキングやクレジットカードでも納付できます。

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】  
東京都自動車税コールセンター  
03-3525-4066



行事予定

下記行事は新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止となる場合があります。開催につきまして当会ホームページでご確認いただくか、法人会事務局までお問合せください。

5月

Table with 4 columns: Date, Event Name, Status, Location. Includes events like '無料記帳指導・税務相談' and '青年部会第49回通常総会'.

6月

Table with 4 columns: Date, Event Name, Time, Location. Includes events like '第9回 通常総会' and '決算法人説明会'.

7月

Table with 4 columns: Date, Event Name, Time, Location. Includes events like '無料記帳指導・税務相談' and '理事・監事・委員会・部会合同役員会'.

◎内容・講師が未定となっている各部会の研修会等は、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。  
◎各種研修会・説明会には会員以外の方の参加も可能です。お問い合わせは事務局まで。 ☎03-3684-2303

管内法人数 4,332社 法人会員数 1,493社 加入率 34.46% (令和2年3月31日現在)

バックナンバーはホームページをご覧ください。http://www.koto-higashi-h.or.jp/



この印刷物は、環境に配慮した材料と工場で製造されています。

発行・公益社団法人江東東法人会 江東区亀戸2-17-15 ☎(3684)2303 FAX(3684)2305

発行人 松本光史 編集人 三浦繁夫 印刷・三報社印刷(株)